

(平成23年3月30日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	315 件
厚生年金関係	315 件

## 東京厚生年金 事案 16211～16463（別添一覧表参照）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間： 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いので、標準賞与額を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 253 件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間① (H17.8.31賞与)	申立期間② (H17.12.9賞与)	申立期間③ (H18.2.28賞与)
16211	女		昭和53年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
16212	男		昭和55年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
16213	男		昭和45年生		1万4,000円	10万7,000円	7万6,000円
16214	男		昭和58年生		8,000円	12万8,000円	7万1,000円
16215	男		昭和57年生		1万8,000円	13万6,000円	7万6,000円
16216	男		昭和58年生		8,000円	12万8,000円	7万1,000円
16217	男		昭和56年生		1万8,000円	13万5,000円	7万6,000円
16218	男		昭和55年生		9,000円	13万7,000円	7万7,000円
16219	女		昭和57年生		9,000円	13万5,000円	7万6,000円
16220	男		昭和53年生		9,000円	14万6,000円	8万1,000円
16221	女		昭和58年生		2万8,000円	10万3,000円	7万2,000円
16222	女		昭和59年生		2万8,000円	10万3,000円	7万2,000円
16223	女		昭和58年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
16224	女		昭和58年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
16225	女		昭和59年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
16226	女		昭和58年生		1万4,000円	10万3,000円	7万2,000円
16227	女		昭和57年生		1万4,000円	10万3,000円	7万2,000円
16228	女		昭和58年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
16229	女		昭和59年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
16230	女		昭和58年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
16231	女		昭和58年生		1万4,000円	10万2,000円	6万1,000円
16232	女		昭和58年生		1万4,000円	10万3,000円	5万円
16233	女		昭和58年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
16234	女		昭和54年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
16235	女		昭和53年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
16236	男		昭和54年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
16237	女		昭和58年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
16238	女		昭和58年生		1万4,000円	10万3,000円	
16239	女		昭和58年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
16240	女		昭和58年生		2万8,000円	10万3,000円	6万1,000円
16241	女		昭和58年生		2万8,000円	10万3,000円	
16242	女		昭和58年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
16243	女		昭和58年生		1万4,000円	10万3,000円	7万2,000円
16244	女		昭和58年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
16245	女		昭和58年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
16246	女		昭和58年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
16247	女		昭和58年生		1万4,000円	10万3,000円	7万2,000円
16248	女		昭和56年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
16249	女		昭和57年生		1万4,000円	10万3,000円	
16250	女		昭和58年生		1万4,000円	10万3,000円	7万2,000円
16251	女		昭和56年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間① (H17.8.31賞与)	申立期間② (H17.12.9賞与)	申立期間③ (H18.2.28賞与)
16252	女		昭和58年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
16253	女		昭和57年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
16254	女		昭和58年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
16255	女		昭和58年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
16256	女		昭和58年生		1万4,000円	10万3,000円	7万2,000円
16257	女		昭和59年生		2万8,000円	10万3,000円	6万1,000円
16258	女		昭和58年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
16259	女		昭和59年生		1万4,000円	10万3,000円	7万2,000円
16260	男		昭和58年生		1万4,000円	10万3,000円	
16261	女		昭和58年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
16262	女		昭和58年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
16263	女		昭和58年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
16264	女		昭和57年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
16265	女		昭和57年生		1万4,000円	10万3,000円	7万2,000円
16266	女		昭和57年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
16267	男		昭和55年生		2万8,000円	10万3,000円	7万2,000円
16268	女		昭和57年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
16269	女		昭和57年生		1万4,000円	10万3,000円	5万円
16270	女		昭和53年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
16271	女		昭和54年生		1万4,000円	10万3,000円	7万2,000円
16272	女		昭和54年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
16273	女		昭和58年生		1万4,000円	10万3,000円	7万2,000円
16274	女		昭和58年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
16275	女		昭和58年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
16276	女		昭和53年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
16277	女		昭和49年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
16278	女		昭和55年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
16279	男		昭和53年生			10万3,000円	5万円
16280	女		昭和56年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
16281	女		昭和55年生		1万4,000円	10万3,000円	7万2,000円
16282	女		昭和55年生		1万4,000円	10万2,000円	6万1,000円
16283	女		昭和56年生			10万2,000円	6万1,000円
16284	男		昭和36年生		1万2,000円	23万5,000円	20万円
16285	女		昭和45年生		1万4,000円	10万2,000円	6万1,000円
16286	女		昭和56年生		1万4,000円	10万2,000円	6万1,000円
16287	女		昭和57年生		1万4,000円	10万2,000円	6万1,000円
16288	女		昭和31年生		1万4,000円	10万2,000円	6万1,000円
16289	女		昭和53年生			2万4,000円	
16290	女		昭和54年生		1万4,000円	10万2,000円	7万2,000円
16291	女		昭和53年生		1万4,000円	10万2,000円	6万1,000円
16292	女		昭和55年生			10万2,000円	5万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間① (H17.8.31賞与)	申立期間② (H17.12.9賞与)	申立期間③ (H18.2.28賞与)
16293	女		昭和52年生		1万4,000円	10万2,000円	6万1,000円
16294	女		昭和55年生		1万4,000円	10万2,000円	7万2,000円
16295	女		昭和51年生		1万4,000円	10万2,000円	6万1,000円
16296	女		昭和53年生		1万4,000円	10万2,000円	6万1,000円
16297	女		昭和57年生		1万4,000円	10万2,000円	6万1,000円
16298	男		昭和54年生		1万4,000円	10万2,000円	6万1,000円
16299	女		昭和53年生		1万4,000円	10万2,000円	6万1,000円
16300	女		昭和55年生		1万4,000円	10万2,000円	7万2,000円
16301	女		昭和57年生		1万4,000円	10万2,000円	6万1,000円
16302	男		昭和58年生		1万4,000円	10万2,000円	6万1,000円
16303	女		昭和53年生		1万4,000円	10万2,000円	6万1,000円
16304	女		昭和49年生		1万4,000円	10万2,000円	6万1,000円
16305	男		昭和19年生		3万9,000円	22万1,000円	16万3,000円
16306	女		昭和56年生		1万2,000円	10万4,000円	
16307	女		昭和56年生		8,000円	10万2,000円	6万1,000円
16308	男		昭和56年生		8,000円	10万2,000円	6万1,000円
16309	女		昭和56年生		7,000円	10万2,000円	6万1,000円
16310	男		昭和29年生			9,000円	
16311	女		昭和58年生		7,000円	10万3,000円	6万1,000円
16312	女		昭和47年生		4,000円	10万2,000円	6万1,000円
16313	男		昭和43年生		3,000円	16万7,000円	9万3,000円
16314	女		昭和55年生		3,000円	10万2,000円	4万9,000円
16315	男		昭和52年生		1,000円	14万6,000円	8万円
16316	男		昭和55年生		1,000円	13万7,000円	7万6,000円
16317	男		昭和57年生		1,000円	13万1,000円	7万9,000円
16318	男		昭和57年生		1,000円	13万1,000円	7万3,000円
16319	男		昭和55年生		1,000円	13万1,000円	7万3,000円
16320	女		昭和58年生		1,000円	13万1,000円	7万3,000円
16321	女		昭和57年生		1,000円	13万1,000円	7万3,000円
16322	女		昭和58年生		1,000円	13万1,000円	7万3,000円
16323	女		昭和58年生		1,000円	13万1,000円	7万3,000円
16324	女		昭和57年生		1,000円	13万1,000円	7万3,000円
16325	女		昭和56年生		1,000円	13万1,000円	7万9,000円
16326	男		昭和57年生		1,000円	13万1,000円	7万3,000円
16327	女		昭和57年生		1,000円	13万1,000円	7万3,000円
16328	男		昭和58年生		1,000円	13万1,000円	7万3,000円
16329	男		昭和57年生		1,000円	13万1,000円	7万3,000円
16330	男		昭和57年生		1,000円	13万1,000円	7万3,000円
16331	男		昭和58年生		1,000円	13万1,000円	7万3,000円
16332	女		昭和57年生		1,000円	13万1,000円	7万3,000円
16333	女		昭和58年生		1,000円	13万1,000円	7万3,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間① (H17.8.31賞与)	申立期間② (H17.12.9賞与)	申立期間③ (H18.2.28賞与)
16334	女		昭和57年生		1,000円	13万1,000円	7万3,000円
16335	女		昭和57年生		1,000円	13万1,000円	7万3,000円
16336	女		昭和57年生		1,000円	13万1,000円	7万3,000円
16337	男		昭和59年生		1,000円	12万4,000円	6万9,000円
16338	男		昭和58年生		1,000円	12万4,000円	6万9,000円
16339	男		昭和59年生		1,000円	12万4,000円	6万9,000円
16340	男		昭和59年生		1,000円	12万4,000円	6万9,000円
16341	男		昭和57年生		1,000円	13万1,000円	7万3,000円
16342	男		昭和57年生		1,000円	13万1,000円	7万3,000円
16343	男		昭和57年生		1,000円	13万1,000円	6万6,000円
16344	女		昭和58年生		1,000円	13万1,000円	7万3,000円
16345	女		昭和60年生		2,000円	10万2,000円	4万9,000円
16346	女		昭和59年生		2,000円	10万2,000円	7万2,000円
16347	女		昭和58年生		2,000円	10万2,000円	6万1,000円
16348	女		昭和59年生		2,000円	10万2,000円	6万1,000円
16349	女		昭和59年生		2,000円	10万2,000円	4万9,000円
16350	女		昭和59年生		2,000円	10万2,000円	6万1,000円
16351	女		昭和60年生		2,000円	10万2,000円	6万1,000円
16352	男		昭和57年生		2,000円	10万2,000円	6万1,000円
16353	女		昭和59年生		2,000円	10万2,000円	6万1,000円
16354	女		昭和59年生		2,000円	10万2,000円	6万1,000円
16355	女		昭和59年生		2,000円	10万2,000円	4万9,000円
16356	女		昭和59年生		2,000円	10万2,000円	6万1,000円
16357	女		昭和59年生		2,000円	10万2,000円	6万1,000円
16358	女		昭和60年生		2,000円	10万2,000円	6万1,000円
16359	女		昭和59年生		2,000円	10万2,000円	6万1,000円
16360	女		昭和59年生		2,000円	10万2,000円	6万1,000円
16361	女		昭和59年生		2,000円	10万2,000円	6万1,000円
16362	女		昭和59年生		2,000円	10万2,000円	6万1,000円
16363	女		昭和58年生		2,000円	10万2,000円	6万1,000円
16364	女		昭和58年生		2,000円	10万2,000円	
16365	女		昭和59年生		2,000円	10万2,000円	7万2,000円
16366	女		昭和59年生		2,000円	10万2,000円	6万1,000円
16367	女		昭和57年生		2,000円	10万2,000円	6万1,000円
16368	女		昭和59年生		2,000円	10万2,000円	6万1,000円
16369	女		昭和60年生		2,000円	10万2,000円	7万2,000円
16370	女		昭和59年生		2,000円	10万2,000円	6万1,000円
16371	女		昭和58年生		2,000円	10万2,000円	6万1,000円
16372	女		昭和59年生		2,000円	10万2,000円	6万1,000円
16373	女		昭和59年生		2,000円	10万2,000円	6万1,000円
16374	女		昭和59年生		2,000円	10万2,000円	6万1,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間① (H17.8.31賞与)	申立期間② (H17.12.9賞与)	申立期間③ (H18.2.28賞与)
16375	女		昭和59年生		2,000円	10万2,000円	6万1,000円
16376	女		昭和60年生		2,000円	10万2,000円	6万1,000円
16377	女		昭和58年生		2,000円	10万2,000円	6万1,000円
16378	女		昭和55年生		2,000円	10万2,000円	7万2,000円
16379	女		昭和52年生		2,000円	10万2,000円	6万1,000円
16380	女		昭和59年生		2,000円	10万2,000円	6万1,000円
16381	男		昭和55年生		2,000円	10万2,000円	6万1,000円
16382	女		昭和57年生		2,000円	10万2,000円	6万1,000円
16383	女		昭和56年生		2,000円	10万2,000円	6万1,000円
16384	女		昭和59年生		2,000円	10万2,000円	6万1,000円
16385	男		昭和55年生		2,000円	10万4,000円	6万2,000円
16386	女		昭和52年生		2,000円	10万2,000円	4万9,000円
16387	女		昭和55年生		1,000円	10万2,000円	6万1,000円
16388	女		昭和31年生			10万2,000円	7万2,000円
16389	男		昭和31年生			19万円	14万円
16390	女		昭和56年生			9万1,000円	5万4,000円
16391	女		昭和59年生			7万1,000円	3万4,000円
16392	女		昭和50年生			6万1,000円	3万6,000円
16393	男		昭和23年生			8万9,000円	4万9,000円
16394	女		昭和59年生			6万1,000円	3万6,000円
16395	女		昭和48年生			6万1,000円	3万6,000円
16396	女		昭和55年生			6万1,000円	3万6,000円
16397	女		昭和50年生			6万1,000円	3万6,000円
16398	女		昭和58年生			6万1,000円	3万6,000円
16399	男		昭和51年生			6万1,000円	3万6,000円
16400	男		昭和22年生			1万4,000円	
16401	男		昭和23年生			1万4,000円	
16402	女		昭和49年生			1万4,000円	
16403	女		昭和58年生			5万円	3万円
16404	男		昭和55年生			3万5,000円	2万1,000円
16405	女		昭和56年生			2万5,000円	1万4,000円
16406	男		昭和56年生			1万4,000円	8,000円
16407	女		昭和51年生			1万4,000円	8,000円
16408	女		昭和49年生			1万4,000円	8,000円
16409	女		昭和57年生			9,000円	5,000円
16410	女		昭和56年生			1万4,000円	8,000円
16411	男		昭和41年生		10万4,000円	24万7,000円	20万6,000円
16412	男		昭和42年生			23万7,000円	14万6,000円
16413	女		昭和43年生		6万5,000円		
16414	男		昭和45年生		2万5,000円	19万3,000円	11万5,000円
16415	男		昭和46年生		4万3,000円	20万9,000円	13万6,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間① (H17.8.31賞与)	申立期間② (H17.12.9賞与)	申立期間③ (H18.2.28賞与)
16416	男		昭和42年生		2万8,000円	20万5,000円	13万4,000円
16417	男		昭和41年生		6万9,000円	23万4,000円	14万5,000円
16418	女		昭和48年生		1万8,000円	13万1,000円	7万9,000円
16419	男		昭和48年生		2万2,000円		
16420	男		昭和52年生		2万1,000円	15万6,000円	9万3,000円
16421	女		昭和52年生		1万6,000円		
16422	男		昭和49年生		3万3,000円	17万4,000円	12万円
16423	女		昭和50年生		1万6,000円	15万3,000円	8万4,000円
16424	女		昭和49年生		3万円		
16425	女		昭和52年生		1万4,000円		
16426	女		昭和52年生		1万4,000円	14万2,000円	8万6,000円
16427	女		昭和48年生		1万4,000円		
16428	男		昭和55年生		1万8,000円	14万1,000円	7万9,000円
16429	男		昭和55年生		9,000円		
16430	女		昭和53年生		1万4,000円	14万5,000円	8万円
16431	女		昭和54年生		1万4,000円	10万7,000円	6万4,000円
16432	男		昭和49年生		2万円	14万8,000円	8万8,000円
16433	女		昭和49年生		1万7,000円	13万円	7万8,000円
16434	女		昭和52年生		1万4,000円	10万5,000円	6万3,000円
16435	女		昭和56年生		2万8,000円	10万5,000円	7万4,000円
16436	女		昭和57年生		1万4,000円	10万5,000円	6万3,000円
16437	女		昭和56年生		1万4,000円		
16438	女		昭和56年生		2万9,000円	10万6,000円	7万5,000円
16439	女		昭和53年生		2万9,000円		
16440	女		昭和55年生		2万8,000円	10万4,000円	7万3,000円
16441	女		昭和49年生		1万4,000円	10万4,000円	6万2,000円
16442	女		昭和56年生		1万4,000円		
16443	女		昭和53年生		1万4,000円		
16444	男		昭和57年生		8,000円		
16445	女		昭和58年生		2万8,000円	10万3,000円	7万2,000円
16446	女		昭和58年生		1万4,000円	10万3,000円	6万1,000円
16447	女		昭和58年生		1万4,000円	10万3,000円	7万2,000円
16448	女		昭和58年生		1万4,000円		
16449	女		昭和56年生		1万4,000円		
16450	女		昭和56年生		2万8,000円	10万3,000円	7万2,000円
16451	女		昭和56年生		1万4,000円	10万3,000円	7万2,000円
16452	女		昭和52年生		1万4,000円		
16453	男		昭和57年生		1,000円	13万1,000円	7万3,000円
16454	女		昭和57年生		1,000円	13万1,000円	7万3,000円
16455	女		昭和57年生		1,000円	13万1,000円	7万3,000円
16456	女		昭和57年生		1,000円		

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間① (H17.8.31賞与)	申立期間② (H17.12.9賞与)	申立期間③ (H18.2.28賞与)
16457	男		昭和58年生		1,000円	13万1,000円	7万3,000円
16458	女		昭和57年生		1,000円	13万1,000円	7万3,000円
16459	男		昭和57年生		1,000円	13万1,000円	6万6,000円
16460	女		昭和57年生		1,000円	13万1,000円	7万3,000円
16461	女		昭和59年生		2,000円		
16462	女		昭和49年生		2,000円	10万5,000円	7万4,000円
16463	男		昭和60年生			9万1,000円	5万4,000円

東京厚生年金 16464～16490（別添一覧表参照）

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成19年10月31日

申立期間の賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。同社は、既に訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与支給控除一覧表」から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、「賞与支給控除一覧表」の厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し提出してなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件27件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
16464	男		昭和53年生		10万 円
16465	男		昭和51年生		10万 円
16466	女		昭和55年生		10万 円
16467	男		昭和52年生		5万 円
16468	男		昭和53年生		5万 円
16469	女		昭和54年生		10万 円
16470	男		昭和58年生		10万 円
16471	男		昭和23年生		40万 円
16472	女		昭和48年生		10万 円
16473	男		昭和47年生		10万 円
16474	女		昭和57年生		10万 円
16475	男		昭和54年生		30万 円
16476	男		昭和54年生		10万 円
16477	女		昭和50年生		10万 円
16478	男		昭和52年生		10万 円
16479	女		昭和37年生		40万 円
16480	男		昭和46年生		20万 円
16481	女		昭和51年生		10万 円
16482	男		昭和48年生		10万 円
16483	男		昭和49年生		10万 円
16484	男		昭和55年生		20万 円
16485	男		昭和50年生		10万 円
16486	男		昭和60年生		5万 円
16487	男		昭和50年生		10万 円
16488	女		昭和49年生		20万 円
16489	男		昭和46年生		20万 円
16490	男		昭和54年生		5万 円

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のうち、平成18年4月1日から19年5月1日までの期間の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果、18年4月から同年8月までは20万円、同年9月から19年4月までは24万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の19万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、18年4月から19年3月までは20万円、同年4月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成20年9月1日から21年3月1日までの期間について、標準報酬月額の定時決定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額24万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を4万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和60年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月1日から21年3月1日まで  
② 平成18年12月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料額に見合う額と相違している。また、申立期間②の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して申立期間に係る算定基礎届の訂正届及び賞与支払届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成18年4月1日から21年3月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①のうち、平成18年4月1日から19年5月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから厚生年金特例法を、同年5月1日から21年3月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法をそれぞれ適用する。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち平成18年4月1日から19年5月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人が提出している給与明細書より、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、同明細書の厚生年金保険料控除額から、18年4月から19年3月までは20万円、同年4月は22万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対して誤って提出したと認めており、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所へ届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成20年9月1日から21年3月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、22万円と記録されている。しかし、申立人の所持する源泉徴収票等によると、標準報酬月額の定時決定の基礎となる20年

4月から同年6月までは標準報酬月額 24 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが推認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成20年9月から21年2月までは24万円に訂正することが必要である。

申立期間②の標準賞与額については、申立人が提出している賞与明細書において確認できる保険料控除額から、4万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該標準賞与額に基づく保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該賞与に係る届出を失念したとして、賞与支払届を社会保険事務所に提出していることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成19年5月1日から20年9月1日までの期間については、申立人が所持する給与明細書によると、当該期間の標準報酬月額の定時決定の基礎となる18年4月から同年6月までの期間及び19年4月から同年6月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のうち、平成18年9月1日から19年5月1日までの期間の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果、38万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の34万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、18年9月から19年3月までは38万円、同年4月は44万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成19年8月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の随時改定の基礎となる同年5月から同年7月までは標準報酬月額44万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を7万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月1日から20年9月1日まで  
② 平成18年12月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額が、

給与から控除されていた保険料額に見合う額と相違している。また、申立期間②の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して申立期間に係る算定基礎届の訂正届及び賞与支払届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成18年4月1日から20年9月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①のうち、平成18年4月1日から19年5月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから厚生年金特例法を、同年5月1日から20年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法をそれぞれ適用する。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち、平成18年9月1日から19年5月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人が提出している給与明細書より、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、同明細書の厚生年金保険料控除額から、18年9月から19年3月までは38万円、同年4月は44万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対して誤って提出したと認めており、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成19年8月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、38万円と記録されている。しかし、申立人の所持する給与明細書によると、標準報酬月額の随時改定の基礎となる同年5月から同年7月までは標準報酬月額44万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ

支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成19年8月は44万円に訂正することが必要である。

申立期間②の標準賞与額については、申立人が提出している賞与明細書において確認できる保険料控除額から、7万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該標準賞与額に基づく保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該賞与に係る届出を失念したとして、賞与支払届を社会保険事務所に提出していることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成18年4月1日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間①のうち、平成19年5月1日から同年8月1日までの期間及び同年9月1日から20年9月1日までの期間については、申立人が所持する給与明細書によると、当該期間の標準報酬月額の定時決定の基礎となる18年4月から同年6月までの期間及び19年4月から同年6月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のうち、平成18年6月1日から19年5月1日までの期間の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果、28万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の26万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、18年6月から19年3月までは28万円、同年4月は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成19年8月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の随時改定の基礎となる同年5月から同年7月までは標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月1日から20年9月1日まで  
② 平成18年12月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額が、

給与から控除されていた保険料額に見合う額と相違している。また、申立期間②の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して申立期間に係る算定基礎届の訂正届及び賞与支払届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成18年6月1日から20年9月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①のうち、平成18年6月1日から19年5月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから厚生年金特例法を、同年5月1日から20年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法をそれぞれ適用する。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち、平成18年6月1日から19年5月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人が提出している給与明細書より、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、同明細書の厚生年金保険料控除額から、18年6月から19年3月までは28万円、同年4月は36万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対して誤って提出したと認めており、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成19年8月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、28万円と記録されている。しかし、申立人の所持する給与明細書によると、標準報酬月額の随時改定の基礎となる同年5月から同年7月までは標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ

支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成19年8月は36万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②の標準賞与額については、申立人が提出している賞与明細書において確認できる保険料控除額から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該標準賞与額に基づく保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該賞与に係る届出を失念したとして賞与支払届を社会保険事務所に提出していることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成19年5月1日から同年8月1日までの期間及び同年9月1日から20年9月1日までの期間については、申立人が所持する給与明細書によると、18年6月の資格取得時及び標準報酬月額の定時決定の基礎となる19年4月から同年6月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のうち、平成18年9月6日から19年5月1日までの期間の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果、24万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の22万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は申立期間②に係る標準賞与額18万2,000円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を18万2,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月6日から20年9月1日まで  
② 平成20年7月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料額に見合う額と相違している。また、申立期間②の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して申立期間に係る算定基礎届の訂正届及び賞与支払届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成18年9月6日から20年9月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険

の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①のうち、平成18年9月6日から19年5月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから厚生年金特例法を、同年5月1日から20年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法をそれぞれ適用する。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち、平成18年9月6日から19年5月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人が提出している給与明細書より、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、同明細書の厚生年金保険料控除額から、24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対して誤って提出したと認めており、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②について、賞与明細書により、当該期間に係る標準賞与額（18万2,000円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を18万2,000円とすることが必要である。

一方、申立期間①のうち、平成19年5月1日から20年9月1日までの期間については、申立人が所持する給与明細書によると、18年9月の資格取得時及び標準報酬月額の定時決定の基礎となる19年4月から同年6月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成19年1月15日から同年5月1日までの期間の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果、20万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の19万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年1月15日から20年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料額に見合う額と相違している。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して申立期間に係る算定基礎届の訂正届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成19年1月15日から20年3月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成19年1月15日から同年5月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから厚生年金特例法を、同年5月1日から20年3月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法をそれぞれ適用する。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成19年1月15日から同年5月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人が提出している給与明細書より、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、同明細書の厚生年金保険料控除額から、20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対して誤って提出したと認めており、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成19年5月1日から20年3月1日までの期間については、申立人が所持する給与明細書によると、19年1月の資格取得時及び標準報酬月額の定時決定の基礎となる同年4月から同年6月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成18年11月1日から19年5月1日までの期間の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果、20万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の19万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和59年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年11月1日から20年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料額に見合う額と相違している。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して申立期間に係る算定基礎届の訂正届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成18年11月1日から20年3月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成18年11月1日から19年5月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから厚生年金特例法を、同年5月1日から20年3月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法をそれぞれ適用する。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成18年11月1日から19年5月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人が提出している給与明細書より、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、同明細書の厚生年金保険料控除額から、20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対して誤って提出したと認めており、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成19年5月1日から20年3月1日までの期間については、申立人が所持する給与明細書によると、18年11月の資格取得時及び標準報酬月額の定時決定の基礎となる19年4月から同年6月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成 18 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び 19 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、18 年 7 月及び同年 8 月は 24 万円、19 年 4 月は 28 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成 19 年 8 月 1 日から 20 年 9 月 1 日までの期間について、標準報酬月額の随時改定の基礎となる 19 年 5 月から同年 7 月までは標準報酬月額 32 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の A 社における標準報酬月額に係る記録を 32 万円に訂正することが必要である。

申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 17 年 11 月 10 日は 5 万 2,000 円、18 年 12 月 10 日は 16 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 4 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで  
② 平成 17 年 11 月 10 日  
③ 平成 18 年 12 月 10 日

A 社に勤務した期間のうち、申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料額に見合う額と相違している。また、申立期間②及び③の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）

に対して申立期間に係る算定基礎届の訂正届及び賞与支払届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成17年4月1日から20年9月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①のうち、平成17年4月1日から19年5月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから厚生年金特例法を、同年5月1日から20年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法をそれぞれ適用する。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち、平成18年7月1日から同年9月1日までの期間及び19年4月1日から同年5月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人が提出している給与明細書より、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、同明細書の厚生年金保険料控除額から、18年7月及び同年8月は24万円、19年4月は28万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成19年8月1日から20年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、19年8月は24万円、同年9月から20年8月までは30万円と記録されている。しかし、申立人の所持する給与明細書によると、標準報酬月額の随時改定の基礎となる19年5月から同年7月までは標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成19年8月から20年8月までは32万円に訂正することが必要である。

申立期間②及び③の標準賞与額については、申立人が提出している賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成17年11月10日は5万2,000円、18年12月10日は16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該標準賞与額に基づく保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、当該賞与に係る届出を失念したとして賞与支払届を社会保険事務所に提出していることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成17年4月1日から18年2月1日までの期間、同年3月1日から同年7月1日までの期間及び同年9月1日から19年4月1日までの期間については、上記の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認でき、また、18年2月1日から同年3月1日までの期間については、報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額より低額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間①のうち、平成19年5月1日から同年8月1日までの期間については、申立人が所持する給与明細書によると、当該期間の標準報酬月額の定時決定の基礎となる18年4月から同年6月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のうち、平成18年4月1日から19年5月1日までの期間の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果、20万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の19万円とされているが、申立人は、18年4月1日から同年9月1日までの期間及び同年10月1日から19年5月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、18年4月から同年8月まで及び同年10月から19年3月までは20万円、同年4月は22万円にそれぞれ訂正することが必要である。

申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）及び当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月1日から20年12月1日まで  
② 平成18年12月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料額に見合う額と相違している。また、申立期間②の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して申立期間に係る算定基礎届の訂正届及び賞与支払届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成18年4月1日から20年12月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①のうち、平成18年4月1日から19年5月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから厚生年金特例法を、同年5月1日から20年12月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法をそれぞれ適用する。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち、平成18年4月1日から同年9月1日までの期間及び同年10月1日から19年5月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人が提出している給与明細書より、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、同明細書の厚生年金保険料控除額から、18年4月から同年8月まで及び同年10月から19年3月までは20万円、同年4月は22万円にそれぞれ訂正することが必要である。

また、申立期間②の標準賞与額については、申立人が提出している賞与明細書において確認できる保険料控除額から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対して誤って提出したと認めており、また、当該標準賞与額に基づく保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、当該賞与に係る事務手続を誤ったとして賞与支払届を社会保険事務所に提出していることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成18年9月1日から同年10月1日までの期間については、給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は事後訂正前の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間①のうち、平成19年5月1日から20年12月1日までの期間については、申立人が所持する給与明細書及び源泉徴収票等によると、当該期間の標準報酬月

額の定時決定の基礎となる 18 年 4 月から同年 6 月までの期間、19 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 20 年 4 月から同年 6 月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のうち、平成18年4月1日から19年5月1日までの期間の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果、22万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の19万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、18年4月から19年3月までは22万円、同年4月は24万円にそれぞれ訂正することが必要である。

申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を4万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）及び当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和60年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月1日から20年9月1日まで  
② 平成18年12月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料額に見合う額と相違している。また、申立期間②の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して申立期間に係る算定基礎届の訂正届及び賞与支払届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成18年4月1日から20年9月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①のうち、平成18年4月1日から19年5月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから厚生年金特例法を、同年5月1日から20年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法をそれぞれ適用する。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち、平成18年4月1日から19年5月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人が提出している給与明細書より、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、同明細書の厚生年金保険料控除額から、18年4月から19年3月までは22万円、同年4月は24万円にそれぞれ訂正することが必要である。

また、申立期間②の標準賞与額については、申立人が提出している賞与明細書において確認できる保険料控除額から、4万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対して誤って提出したと認めており、また、当該標準賞与額に基づく保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該賞与に係る事務手続を誤ったとして賞与支払届を社会保険事務所に提出していることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成19年5月1日から20年9月1日までの期間については、申立人が所持する給与明細書によると、当該期間の標準報酬月額の定時決定の基礎となる18年4月から同年6月までの期間及び19年4月から同年6月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

## 東京厚生年金 事案 16500～16525（別添一覧表参照）

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間： 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額から、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 26 件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
16500	男		昭和26年生		平成16年7月22日	66万円
					平成16年12月20日	74万5,000円
16501	男		昭和28年生		平成16年7月22日	150万円
					平成16年12月20日	150万円
16502	男		昭和32年生		平成16年7月22日	150万円
					平成16年12月20日	150万円
16503	男		昭和30年生		平成16年7月22日	119万5,000円
					平成16年12月20日	136万2,000円
16504	女		昭和44年生		平成16年7月22日	150万円
					平成16年12月20日	150万円
16505	男		昭和42年生		平成16年7月22日	94万6,000円
					平成16年12月20日	106万円
16506	男		昭和32年生		平成16年7月22日	105万5,000円
					平成16年12月20日	119万円
16507	男		昭和22年生		平成16年7月22日	31万7,000円
					平成16年12月20日	35万2,000円
16508	男		昭和39年生		平成16年7月22日	86万円
					平成16年12月20日	97万1,000円
16509	男		昭和35年生		平成16年7月22日	67万6,000円
					平成16年12月20日	76万3,000円
16510	男		昭和28年生		平成16年7月22日	55万7,000円
					平成16年12月20日	63万2,000円
16511	男		昭和37年生		平成16年7月22日	56万円
					平成16年12月20日	63万円
16512	男		昭和37年生		平成16年7月22日	66万2,000円
					平成16年12月20日	75万6,000円
16513	男		昭和49年生		平成16年7月22日	55万7,000円
					平成16年12月20日	67万8,000円
16514	女		昭和41年生		平成16年7月22日	89万4,000円
					平成16年12月20日	101万4,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
16515	男		昭和48年生		平成16年7月22日	84万9,000円
					平成16年12月20日	96万9,000円
16516	男		昭和35年生		平成16年7月22日	52万9,000円
					平成16年12月20日	60万5,000円
16517	女		昭和19年生		平成16年7月22日	38万円
					平成16年12月20日	40万円
16518	男		昭和44年生		平成16年7月22日	51万1,000円
					平成16年12月20日	58万5,000円
16519	男		昭和44年生		平成16年7月22日	34万7,000円
					平成16年12月20日	39万6,000円
16520	男		昭和31年生		平成16年7月22日	58万5,000円
					平成16年12月20日	67万円
16521	男		昭和29年生		平成16年7月22日	30万6,000円
					平成16年12月20日	35万円
16522	男		昭和26年生		平成16年7月22日	44万1,000円
					平成16年12月20日	48万9,000円
16523	男		昭和44年生		平成16年7月22日	26万5,000円
					平成16年12月20日	29万4,000円
16524	男		昭和20年生		平成16年7月22日	24万円
					平成16年12月20日	80万円
16525	男		昭和32年生		平成16年12月20日	32万4,000円